

証券コード4564
平成30年6月7日

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 山 本 和 男

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時00分
午前9時30分に開場いたします。
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前1-13-14
原宿クエストホール（原宿クエスト3F）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.oncotherapy.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

第 17 期

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 全般的状況

当社グループは、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を進展させるとともに、後期臨床開発を目指したがん幹細胞維持に重要な分子であるMELKを標的としたOTS167の米国での臨床試験、がん治療用抗体医薬OTSA101の企業主導の臨床試験準備など、当社グループ独自で実施している臨床開発の推進に加え、提携先製薬企業との戦略的対話をより促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強力に推し進めて参りました。さらにはがんプレシジョン医療関連事業として、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソーム、RNAシーケンス、ネオアンチゲン解析）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシー解析サービス、TCR/BCRレパトア解析サービス、免疫反応解析サービス等の解析サービスの共同研究及び事業化を進めて参りました。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先からのマイルストーン収入、受託検査サービスによる収入等の受領により、211百万円（前期比75百万円の減少）となりました。

また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上、がんプレシジョン医療関連事業に関する研究開発費用の計上を主な要因として、連結営業損失は2,988百万円（前期は3,004百万円の損失）、連結経常損失は2,977百万円（前期は3,008百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,851百万円（前期は3,002百万円の損失）となりました。

なお、当社グループは、これまで「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業の単一セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、がんプレシジョン医療関連事業を行う株式会社 Cancer Precision Medicine（以下、「CPM社」）を設立し、当社の事業部門であり、がん免疫療法の研究開発、及び最先端の取組みとして次世代シーケンサーを用いてT細胞/B細胞受容体の解析サービスを行っている腫瘍免疫解析部を、会社分割（簡易分割）により、CPM社に事業を承継させたことにより、より適切な経営情報の開示を行うため、「「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業」、「がんプレシジョン医療関連事業」の2つを報告セグメントとして記載する方法に変更致しました。

セグメント別業績は、次のとおりであります。  
イ.「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業

提携先からのマイルストーン収入等の受領により、事業収益は205百万円となりました。また、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による研究開発費用の計上を主要因として、営業損失は2,475百万円となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、  
②研究開発の状況 ◇「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業◇ をご覧ください。

ロ.がんプレシジョン医療関連事業

受託検査サービスによる収入等の受領により、事業収益は5百万円となりました。また、遺伝子解析サービス（全エクソーム、RNAシーケンス、ネオアンチゲン解析）、リキッドバイオプシー解析サービス、TCR/BCRレパトア解析サービス、免疫反応解析サービス等に関する研究開発費用の計上を主要因として、営業損失は267百万円となりました。

なお、研究開発の状況の詳細につきましては、  
②研究開発の状況 ◇がんプレシジョン医療関連事業◇ をご覧ください。

当社グループは、研究開発型企业として、医薬品の臨床試験を実施する開発パイプラインの拡充や拡

大、積極的な創薬研究、がん個別化医療への積極的な取り組み等により、多額の研究開発費が必要となっております。

一方で、特に、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。

このようなことから、当連結会計年度末において、今後の資金計画を含め、より保守的に検討したところ、当社グループは、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものの、当連結会計年度末現在で、現金及び預金を6,740百万円有しており、概ね2年分の研究開発費は確保していることから、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## ② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現、シカゴ大学教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既にかん治療薬開発に適した多くの標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

このような、「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業に加えて、当連結会計年度より、がんプレシジョン医療関連事業を開始致しました。

がんは遺伝子の異常により引き起こされる病気です。がん細胞での遺伝子の網羅的な解析は、がんの診断ならびにかん治療薬・治療法を選択するために非常に重要です。この解析を利用して、予防に役立てたり、がん患者さん一人ひとりの遺伝子情報に基づいた治療薬・治療法を選択をすることや新規の免疫療法につなげていくことをがんプレシジョン医療といい、近年、より効果的ながん治療をがん患者さ

んに提供できる手段として注目されています。

当社は、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTheragen Etex Co., Ltd.（本社：韓国、以下「TE社」）と合併で、がん遺伝子の大規模解析検査ならびに、がん免疫療法の研究開発を行う子会社として、CPM社を設立し、さらに、当社の事業部門であり、オンコアンチゲンははじめとしたがん免疫療法の研究開発、及び最先端の取組みとして次世代シーケンサーを用いてT細胞/B細胞受容体の解析サービスを行っている腫瘍免疫解析部を、会社分割（簡易分割）により、CPM社に事業を承継させ、がんプレシジョン医療関連事業を開始致しました。

なお、平成30年3月31日現在、当社は全世界で480件の特許を取得しております。

#### ◇「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業◇

##### <基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイのシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺がん、小細胞肺がん、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がん及び軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、さらに機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

##### <創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、7種のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、医薬品候補化合物の臨床試験を実施中です。（詳細は、以下、<医薬開発領域>低分子医薬をご覧ください。）他の1種のリ

ン酸化酵素については、これまでに得た高活性化合物に基づきリード最適化作業を進め、in vivoで強力な腫瘍増殖抑制効果を示す複数の高活性化合物を同定しております。これらについては、医薬品候補化合物として臨床開発する為の薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の3種の標的酵素タンパク質に関して、これまでの構造活性相関研究の結果得られた多数の高活性化合物に基づき、リード最適化作業を進めております。それにより得た有望化合物につき、in vivoでの薬効試験を実施するとともに、薬効向上のためのさらなる最適化作業を実施しております。また、さらに別の2種の標的タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得た高活性化合物骨格につき、リード化合物獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人及び欧米人に多く見られるHLA-A\*24:02及びA\*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がん及び肝臓がんなどを標的とした計43遺伝子を対象としたエピトープペプチドを既に同定しておりますが、それら以外にもA\*11:01, A\*33:03, A\*01:01及びA\*03:01など、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドを同定しております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を中心に積極的に展開しております。

#### < 医薬開発領域 >

医薬開発領域においては、当社グループ独自で、ならびに複数の製薬企業との提携による開発を、以下の通りそれぞれ進めております。

##### 低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要な分子である MELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的とした OTS167 については、急性骨髄性白血病に対する第 I / II 相臨床試験を米国シカゴ大学及びコーネル大学にて実施しております。この臨床試験は、急性骨髄性白血病の患者さんを対象とし、OTS167の静脈内反復投与

における安全性及び推奨投与量の確認を行い、確認後には、急性骨髄性白血病を含む予後不良の各種白血病についてのPOC（Proof of Concept：有効性及安全性を含めて作用機序などが臨床において妥当であることの証明）を獲得することを目的とするものです。また、OTS167の乳がんに対する第Ⅰ相臨床試験を米国コーネル大学及びテキサス州立大学MDアンダーソンがんセンターにて実施しております。この臨床試験は、トリプルネガティブ乳がんを含む乳がんの患者さんを対象とし、OTS167のカプセル剤による経口投与における安全性及び推奨投与量の確認を主目的とし、副次的にトリプルネガティブ乳がんに対する臨床上的有効性を確認するものです。なお、OTS167は、オーストラリアで実施していましたが健常成人を対象とした経口投与による消化管吸収性（バイオアベイラビリティ）の確認を主たる目的とする臨床試験において、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されています。

OTS167の標的は、新規キナーゼのMELK（Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase）であり、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているタンパク（キナーゼ）です。そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬です。OTS167は、すでに動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓がんなどに対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子（TOPK）に対する複数の最終化合物を同定しております。動物実験で、顕著な結果が得られたことから、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

#### がん特異的ペプチドワクチン

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチン S-588410 の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が臨床試験を実施しております。この臨床試験におきましては、平成30年3月に最後の患者登録が完了しております。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410 の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、膀胱がんを対象とした S-588410 について日欧で第Ⅱ相臨床試験（目標症例数登録完了）を、頭頸部がんを対象とした S-488210 は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

#### 抗体医薬

がん治療用抗体医薬 OTSA101 については、肉腫治療の世界的権威であり、欧州がん研究・治療機構 (European Organization for Research and Treatment of Cancer : EORTC) 元会長の Jean-Yves Blay 教授主導のもと、軟部肉腫の1種である滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施しておりましたが、臨床試験の主目的であった、安全性と体内集積につきまして良好な結果が確認でき終了致しました。今回の臨床試験の結果を踏まえ、企業主導の次の臨床試験を計画し、日米欧の承認申請を目指して参ります。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和発酵キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ (Aβ) ペプチド抗体 KHK6640 については、協和発酵キリン株式会社が、アルツハイマー型認知症に対する第Ⅰ相臨床試験を欧州ならびに日本にて実施しております。

#### ◇がんプレジジョン医療関連事業◇

#### がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発を行う合弁会社設立

当社は、平成29年7月24日、がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発を行う子会社として、CPM社を設立致しました。CPM社に対しては、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケ

ンス解析サービスを行っているTE社が資本参加・業務提携したことからCPM社は、当社とTE社との合弁会社となっております。また、当社の事業部門であり、オンコアンチゲンははじめとしたがん免疫療法の研究開発、及び次世代シーケンサーを用いてT細胞/B細胞受容体の解析サービスを行っている腫瘍免疫解析部について、会社分割（簡易分割）をし、CPM社に事業を承継させました。CPM社は、日本におけるがんプレシジョン医療を加速するため、次世代シーケンス解析、ネオアンチゲンの予測、リキッドバイオプシー、TCR / BCRレパトア解析及び免疫モニタリングを提供または今後提供する予定です。さらに、CPM社は、ネオアンチゲン樹状細胞療法及びTCR導入T細胞療法などの新しい個別化免疫療法の研究も行っております。

#### TCR/BCR解析サービス

がん免疫療法における最先端の取組みとして、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、次世代シーケンサーを用いてT/B細胞受容体を解析する方法を導入し、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR/BCR解析サービスを提供する事業を行っております。また、ワクチン投与前後の腫瘍組織及び末梢血におけるT細胞受容体遺伝子解析をおこなうことにより、ワクチン投与によるペプチド特異的T細胞の増加を科学的に検証し、免疫チェックポイント阻害剤との併用による相乗効果に関する検討を進めております。

#### DCワクチンコンソーシアムとの樹状細胞療法による治療法の共同研究の開始

当社は、大阪、福岡、東京を拠点とする3医療法人（医療法人 協林会 大阪がん免疫化学療法クリニック、医療法人 慈生会 福岡がん総合クリニック、医療法人社団 ビオセラ会 ビオセラクリニック）からなる樹状細胞免疫療法懇話会（DCワクチンコンソーシアム）と、当社がライセンスを保有するペプチドワクチンについて、その非独占的実施権をDCワクチンコンソーシアムに供与し、樹状細胞療法による治療法の研究・開発を共同で進めております。この共

同研究により、当社及び子会社であるCPM社が支援する、がん臨床領域での個別化医療の実施において、オンコアンチゲンやネオアンチゲンを利用した免疫療法に大きな役割を果たすと考えております。

#### IMSグループとの共同研究契約の締結

CPM社は、IMSグループ（医療法人社団明芳会、医療法人財団明理会、株式会社アイル）と、リキッドバイオプシーによる胃がん及び大腸がんの手術後のがん細胞の残存、再発の早期発見法の検討にかかる共同研究契約を締結しております。本共同研究は胃がん及び大腸がんの患者さんに対し、リキッドバイオプシーの手法を用いた遺伝子配列解析により、手術前後の特定遺伝子における突然変異の検出によるがん細胞の残存、がん再発の早期発見可能性の探究を目的とするもので、本共同研究には、中村祐輔教授（シカゴ大学教授、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長）ならびにIMSグループの3医療機関が参加して実施致します。

本共同研究による成果を確認した後、IMSグループ各医療機関において、がん診断のためにリキッドバイオプシーを臨床応用する予定であり、さらに、CPM社とIMSグループ各医療機関とは、がん患者さん一人ひとりの遺伝子解析のためのクリニカルシーケンスなど「がんプレジジョン医療」について幅広く提携して参ります。

#### Thermo Fisher Scientificとの新規リキッドバイオプシープラットフォーム評価のための提携

CPM社は、Thermo Fisher Scientificと提携し、同社が発売を開始したリキッドバイオプシープラットフォームの評価を実施しております。この契約により両社は、がん患者さんから採取した血液サンプルの解析にあたり、Ion Torrent<sup>™</sup> Oncomine<sup>™</sup> Pan-Cancer Cell-Free Assayによるリキッドバイオプシープラットフォームの評価をするために相互に協力を行って参ります。本提携期間において、両社はデータ評価のために協働してがんの早期発見におけるリキッドバイオプシーの応用研究に取り組みます。本提携の長期的なゴールは、技術的なプラットフォーム

の改良から迅速な臨床応用に至るエリアにおいて、両社が継続的な協力関係を構築することです。

### 公益財団法人がん研究会とのリキッドバイオプシーによるがん遺伝子変異の検出に係る共同研究の実施

CPM社は、公益財団法人がん研究会（以下「がん研」）と、リキッドバイオプシーによるがん遺伝子変異の検出に係る共同研究を実施しております。この共同研究は、固形がん（肺がん、大腸がん、乳がんなど）の診断を目的として、特定遺伝子における突然変異のリキッドバイオプシー技術・改良、新規技術（新規遺伝子パネルを含む）の研究開発を共同で実施し、それらの臨床応用可能性を探索するもので、固形がん患者から採取した血液・尿などを利用した、がん研独自技術を含むリキッドバイオプシーの評価、がんのスクリーニング、分子標的治療薬の選択、再発のモニタリングなど、いろいろなレベルでのリキッドバイオプシー技術の課題抽出とそれらの解決法の検討を共同で行って参ります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は791,158千円であり、この内訳は主に連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineのラボ新設によるものであります。

|           |         |    |
|-----------|---------|----|
| 建物        | 188,961 | 千円 |
| 工具、器具及び備品 | 280,913 | 〃  |
| 特許権       | 150     | 〃  |
| ソフトウェア    | 321,133 | 〃  |

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中、連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineは、平成29年8月7日を払込期日とする第三者割当増資により、150百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、平成29年7月24日付で、株式会社Cancer Precision Medicineを設立いたしました。
- ②当社は、平成29年11月1日を効力発生日として、当社の腫瘍免疫解析部を連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineに承継させる吸収分割（簡易分割）を行いました。
- ③当社は、平成29年11月15日を払込期日として、連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineに対して310百万円を出資し、同社の株式310株を取得しました。
- ④当社は、平成29年12月15日付で、連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineの株式の一部である310株を同社の非支配株主であるTheragen Etex Co., Ltd.に売却いたしました。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

##### ① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは平成13年から平成25年にかけて東京大学医科学研究所との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、今後も当社独自及び共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図ってゆく方針であります。

##### ② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

### ③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、各提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させてゆく方針です。

### ④ 新規提携先の開拓及び既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

### ⑤ がんプレジジョン医療関連事業への取り組み

がんプレジジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソーム、RNAシーケンス、ネオアンチゲン解析）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシー解析サービス、TCR/BCRレパトア解析サービス、免疫反応解析サービス等の解析サービスの共同研究や事業化に加えて、ネオアンチゲンワクチン療法やTCR導入細胞療法等の個別化免疫療法の研究開発を進めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第14期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 第15期<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) | 第16期<br>(平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで) | 第17期<br>(平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 事業収益                    | 769百万円                                | 266百万円                                | 286百万円                                | 211百万円                                             |
| 経常損失                    | 1,939百万円                              | 2,963百万円                              | 3,008百万円                              | 2,977百万円                                           |
| 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純損失 | 1,334百万円                              | 2,788百万円                              | 3,002百万円                              | 2,851百万円                                           |
| 1株当たり<br>当期純損失          | 9円9銭                                  | 18円97銭                                | 20円42銭                                | 19円39銭                                             |
| 総資産                     | 16,608百万円                             | 13,663百万円                             | 10,592百万円                             | 8,021百万円                                           |
| 純資産                     | 16,063百万円                             | 13,114百万円                             | 10,104百万円                             | 7,579百万円                                           |
| 1株当たり<br>純資産            | 105円22銭                               | 86円36銭                                | 65円97銭                                | 47円44銭                                             |

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第14期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 第15期<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) | 第16期<br>(平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで) | 第17期<br>(平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで)<br>(当期) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 事業収益           | 569百万円                                | 266百万円                                | 286百万円                                | 205百万円                                        |
| 経常損失           | 2,122百万円                              | 2,899百万円                              | 2,997百万円                              | 2,683百万円                                      |
| 当期純損失          | 1,826百万円                              | 2,778百万円                              | 2,995百万円                              | 2,625百万円                                      |
| 1株当たり<br>当期純損失 | 12円44銭                                | 18円90銭                                | 20円37銭                                | 17円85銭                                        |
| 総資産            | 16,243百万円                             | 13,326百万円                             | 10,261百万円                             | 7,494百万円                                      |
| 純資産            | 15,720百万円                             | 12,781百万円                             | 9,776百万円                              | 7,094百万円                                      |
| 1株当たり<br>純資産   | 102円89銭                               | 84円10銭                                | 63円74銭                                | 45円89銭                                        |

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果、すなわち網羅的遺伝子解析により、がん細胞において高頻度に高発現し、正常細胞ではほとんど発現していないがん関連遺伝子情報およびがん関連遺伝子が作りだすタンパク質、その他の遺伝子産物の機能解析情報等を活用し、がん治療薬の上市を目指して、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施しております。当社は、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を、当社グループ独自でまたは提携先製薬企業と共同で、臨床開発を実施するなど、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

また、がんプレジジョン医療関連事業につきましては、がん細胞の詳細な遺伝子解析サービス（全エクソーム、RNAシーケンス、ネオアンチゲン解析）、血中のがん細胞を早期検出するためのリキッドバイオプシー解析サービス、TCR/BCRレパトア解析サービス、免疫反応解析サービス等の解析サービスの共同研究や事業化に加えて、ネオアンチゲンワクチン療法やTCR導入細胞療法等の個別化免疫療法の研究開発を進めております。

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

- ① 当社 本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
- ② 子会社 イムナス・ファーマ株式会社  
本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号  
Laboratoires OncoTherapy Science  
France S. A. R. L.  
本社 フランス共和国リヨン市  
株式会社Cancer Precision Medicine  
本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号  
CPMクリニカルラボ  
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番10号

## (9) 従業員の状況（平成30年 3 月31日現在）

### ① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 56名  | +2名    |

（注） 従業員には臨時従業員 8 名は含まれておりません。

### ② 当社の従業員数

| 区 分    | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令  | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|-------|--------|
| 男 子    | 16名  | △ 7 名  | 42.9歳 | 6.8年   |
| 女 子    | 24名  | △ 7 名  | 38.7歳 | 7.6年   |
| 計または平均 | 40名  | △14名   | 40.4歳 | 7.3年   |

（注） 1. 従業員には臨時従業員 8 名は含まれておりません。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ減少したのは、吸収分割（簡易分割）による連結子会社への出向者の発生によるものであります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

（平成30年 3 月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                     | 資 本 金           | 当 社 の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                              |
|-----------------------------------------------------------|-----------------|----------------|--------------------------------------|
| (子会社)<br>イムナス・ファーマ<br>株式会社                                | 千円<br>100,000   | %<br>100.0     | 抗体医薬の研究<br>開発                        |
| Laboratoires<br>OncoTherapy Science<br>France S. A. R. L. | 2,100<br>(千ユーロ) | 100.0          | 抗体医薬をはじめとしたがん治<br>療薬の研究開発            |
| 株式会社 Cancer<br>Precision Medicine                         | 50,000          | 63.6           | がん遺伝子の大<br>規模解析検査<br>がん免疫療法の<br>研究開発 |

（注） 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 平成29年 7 月24日付で、株式会社 Cancer Precision Medicineを設立いたしました。

## (11) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 385,000,000株

(2) 発行済株式の総数 147,032,000株

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により5,000株増加しております。

(3) 株主数 36,225名

(前期末比 2,909名減)

### (4) 大株主

| 株主名                        | 持株数         | 持株比率  |
|----------------------------|-------------|-------|
| 中村祐輔                       | 12,511,000株 | 8.51% |
| 特定有価証券信託受託者<br>株式会社SMB信託銀行 | 7,300,000株  | 4.96% |
| 中鶴修一                       | 5,850,000株  | 3.98% |
| 古川洋一                       | 5,250,000株  | 3.57% |
| 荒川博文                       | 2,500,000株  | 1.70% |
| 田中徹                        | 1,000,000株  | 0.68% |
| マネックス証券株式会社                | 852,547株    | 0.58% |
| 大和証券株式会社                   | 847,800株    | 0.58% |
| 松井証券株式会社                   | 730,300株    | 0.50% |
| みずほ証券株式会社                  | 698,400株    | 0.47% |

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(平成30年3月31日現在)

新株予約権の数 960個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 480,000株

取締役、監査役の保有する新株予約権の区分合計

|                       | 回次   | 新株予約権<br>の行使価額 | 行使期間                         | 新株予約権<br>の数 | 目的となる株式<br>の種類及び数 | 保有<br>者数 |
|-----------------------|------|----------------|------------------------------|-------------|-------------------|----------|
| 取締役<br>(社外取締役<br>を除く) | 第22回 | 153,500円       | 平成23年6月27日から<br>平成31年6月25日まで | 200個        | 普通株式<br>100,000株  | 1名       |
|                       | 第24回 | 160,500円       | 平成24年6月5日から<br>平成32年6月3日まで   | 120個        | 普通株式<br>60,000株   | 1名       |
|                       | 第26回 | 144,500円       | 平成25年6月14日から<br>平成33年6月10日まで | 120個        | 普通株式<br>60,000株   | 1名       |
|                       | 第28回 | 116,500円       | 平成26年6月19日から<br>平成34年6月15日まで | 110個        | 普通株式<br>55,000株   | 1名       |
| 社外<br>取締役             | 第22回 | 153,500円       | 平成23年6月27日から<br>平成31年6月25日まで | 80個         | 普通株式<br>40,000株   | 1名       |
|                       | 第24回 | 160,500円       | 平成24年6月5日から<br>平成32年6月3日まで   | 30個         | 普通株式<br>15,000株   | 1名       |
| 監査役                   | 第22回 | 153,500円       | 平成23年6月27日から<br>平成31年6月25日まで | 300個        | 普通株式<br>150,000株  | 1名       |

#### (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権の行使の条件

被付与者が取締役、監査役、または使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

#### (4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 山 本 和 男 | 管理本部長<br>イムナス・ファーマ株式会社代表取締役<br>Laboratoires OncoTherapy Science<br>France S.A.R.L. Gerant (代表)<br>株式会社Cancer Precision Medicine<br>代表取締役                                                                                                                                  |
| 取 締 役   | 森 隆 弘   | Chief Medical Officer<br>イムナス・ファーマ株式会社取締役<br>株式会社Cancer Precision Medicine<br>取締役                                                                                                                                                                                         |
| 取 締 役   | 片 桐 豊 雅 | 徳島大学先端酵素学研究所プロテ<br>オゲノム研究領域ゲノム制御学分<br>野教授・領域長<br>イムナス・ファーマ株式会社取締役                                                                                                                                                                                                         |
| 取 締 役   | 藤 岡 知 昭 | 岩手医科大学名誉教授                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 取 締 役   | 小 峰 雄 一 | 公認会計士<br>税理士法人総合税務会計代表社員<br>株式会社イクヨ監査役<br>株式会社サン・ライフ監査役<br>株式会社医学生物学研究所監査役                                                                                                                                                                                                |
| 常勤監査役   | 中 鶴 修 一 | イムナス・ファーマ株式会社監査役<br>株式会社Cancer Precision Medicine<br>監査役                                                                                                                                                                                                                  |
| 監 査 役   | 高 木 美也子 | 学校法人日本教育財団 主幹研究員                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 監 査 役   | 田 島 照 久 | 公認会計士<br>田島公認会計士事務所代表<br>株式会社田島会計事務所代表取締役<br>株式会社ロングリーチグループ監査役<br>クオンタムバイオシステムズ株式会社監査役<br>株式会社PRISM Pharma監査役<br>トーセイ・リート投資法人監督役員<br>エディジーン株式会社監査役<br>レナセラピューティクス株式会社監査役<br>OiDE CapiSEA株式会社社会計参与<br>株式会社キュラディムファーマ監査役<br>OiDE Adjubilee株式会社社会計参与<br>OiDE RYO-UN株式会社社会計参与 |

- (注) 1. 取締役のうち、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 代表取締役社長の山本和男氏は、平成29年7月24日、同日設立の当社連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineの取締役に就任、平成30年3月14日付で代表取締役社長に就任しました。取締役の森隆

- 弘氏が同社設立時代表取締役役に就任しておりましたが、同日付で辞任により退任し、取締役となっております。
6. 取締役の森隆弘氏は平成30年5月31日、当社取締役を辞任により退任いたしました。
  7. 取締役の片桐豊雅氏は、平成30年5月15日、当社連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineの取締役に就任しました。
  8. 監査役の中鶴修一氏は、平成29年7月24日、当社連結子会社である株式会社Cancer Precision Medicineの監査役に就任しました。
  9. 代表取締役社長山本和男氏、取締役森隆弘氏、片桐豊雅氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しておりますイムナス・ファーマ株式会社は当社連結子会社であります。なお、取締役の森隆弘氏は平成30年5月31日、イムナス・ファーマ株式会社取締役を辞任により退任いたしました。
  10. 代表取締役社長山本和男氏が兼職しております Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. は当社連結子会社であります。
  11. 代表取締役社長山本和男氏、取締役森隆弘氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しております株式会社Cancer Precision Medicineは当社連結子会社であります。なお、取締役の森隆弘氏は平成30年5月15日、株式会社Cancer Precision Medicine取締役を辞任により退任いたしました。
  12. 監査役の高木美也子氏は、平成30年3月31日付で、学校法人日本教育財団 主幹研究員を退任し、同年4月1日より、同財団東京通信大学人間福祉学部の教授に就任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分  | 支給人員 | 報酬等の額    |
|-----|------|----------|
| 取締役 | 5 名  | 47,470千円 |
| 監査役 | 3 名  | 12,600千円 |
| 合計  | 8 名  | 60,070千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の定時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役片桐豊雅氏は、徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域ゲノム制御学分野教授・領域長であり、当社は徳島大学との間に共同研究契約の取引関係があります。なお、同氏が取締役を務めるイムナス・ファーマ株式会社は当社の100%子会社、株式会社Cancer Precision Medicineは当社の連結子会社です。

取締役藤岡知昭氏は、岩手医科大学の名誉教授であり、当社は同大学との間に特別な関係はありません。

取締役小峰雄一氏は、税理士法人総合税務会計代表社員、株式会社イクヨ監査役、株式会社サン・ライフ監査役、株式会社医学生物学研究所監査役であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、学校法人日本教育財団 主幹研究員でしたが平成30年3月31日付で退任、平成30年4月1日より同財団東京通信大学人間福祉学部の教授に就任しております。なお、当社は同財団との間に特別な関係はありません。

監査役田島照久氏は、田島公認会計士事務所代表であり、当社は同事務所との間に特別な関係はありません。また同氏は、株式会社田島会計事務所代表取締役、株式会社ロングリーチグループ監査役、クオインタムバイオシステムズ株式会社監査役、株式会社PRISM Pharma監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、エディジーン株式会社監査役、レナセラピューティクス株式会社監査役、OiDE CapiSEA株式会社会計参与、株式会社キュラディムファーマ監査役、OiDE Adjubilee株式会社会計参与、OiDE RYO-UN株式会社会計参与であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動内容                                                                                   |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 片 桐 豊 雅 | 当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。            |
| 取 締 役 | 藤 岡 知 昭 | 当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。      |
| 取 締 役 | 小 峰 雄 一 | 当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。            |
| 監 査 役 | 高 木 美也子 | 当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。  |
| 監 査 役 | 田 島 照 久 | 当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。 |

③ 報酬等の総額

|             | 支給人員 | 報酬等の額    |
|-------------|------|----------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 5 名  | 14,400千円 |

④ 当社子会社から当事業年度において役員として受けている報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円
- ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように平成20年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、平成22年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものいたします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することいたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

**(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制ならびに監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

取締役及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとします。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。また、監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないような体制を整備します。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。なお、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出します。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針について

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様に提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決定を行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決され、平成24年5月28日の取締役会において原施策に軽微な修正を施したうえで内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、平成24年6月27日開催の第11回定時株主総会において承認可決、平成27年5月27日の取締役会において内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、平成27年6月22日開催の第14回定時株主総会において承認可決されております。

**(ご参考)**

本プランの有効期限は平成30年6月開催予定の第17回定時株主総会終結の時までであり、当社は同定時株主総会において、大幅な変更を加えることなく本プランを継続することを株主の皆さまにお諮りする予定です。詳細は、招集通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

**(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則  
本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則  
本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目         | 金 額         |
|-----------|-----------|-------------|-------------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)   |             |
| 流 動 資 産   | 7,034,066 | 流 動 負 債     | 306,135     |
| 現金及び預金    | 6,740,238 | 未 払 金       | 279,065     |
| 売 掛 金     | 442       | 未払法人税等      | 5,170       |
| 原材料及び貯蔵品  | 14,558    | そ の 他       | 21,900      |
| 前 渡 金     | 83,423    | 固 定 負 債     | 135,549     |
| そ の 他     | 195,403   | 繰延税金負債      | 12,937      |
|           |           | 資産除去債務      | 122,611     |
| 固 定 資 産   | 987,458   | 負 債 合 計     | 441,685     |
| 有形固定資産    | 581,970   | (純資産の部)     |             |
| 建 物       | 313,237   | 株 主 資 本     | 6,984,958   |
| 機械及び装置    | 3,201     | 資 本 金       | 50,455      |
| 工具、器具及び備品 | 265,531   | 資 本 剰 余 金   | 21,313,985  |
| 無形固定資産    | 284,938   | 利 益 剰 余 金   | △14,379,482 |
| 特 許 権     | 6,549     | その他の包括利益累計額 | △9,250      |
| ソフトウェア    | 278,316   | 為替換算調整勘定    | △9,250      |
| そ の 他     | 72        | 新 株 予 約 権   | 347,277     |
| 投資その他の資産  | 120,548   | 非支配株主持分     | 256,853     |
| 長期前払費用    | 29,750    |             |             |
| 差入保証金     | 90,798    |             |             |
|           |           | 純 資 産 合 計   | 7,579,839   |
| 資 産 合 計   | 8,021,524 | 負債及び純資産合計   | 8,021,524   |

(注) 注記事項は別記しております。

# 連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 事業収益            |           | 211,251   |
| 事業費用            |           |           |
| 研究開発費           | 2,931,901 |           |
| 販売費及び一般管理費      | 267,945   | 3,199,847 |
| 営業損失            |           | 2,988,595 |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 1,144     |           |
| 為替差益            | 10,259    |           |
| 還付加算金           | 28        |           |
| 雑収入             | 10        | 11,442    |
| 営業外費用           |           |           |
| 消費税差額金          | 24        | 24        |
| 経常損失            |           | 2,977,177 |
| 特別利益            |           |           |
| 新株予約権戻入益        | 57,914    | 57,914    |
| 税金等調整前当期純損失     |           | 2,919,262 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,170     |           |
| 法人税等調整額         | 1,735     | 6,905     |
| 当期純損失           |           | 2,926,168 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |           | 75,075    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |           | 2,851,092 |

(注) 注記事項は別記しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本    |            |             |            |
|-------------------------------|------------|------------|-------------|------------|
|                               | 資 本 金      | 資本剰余金      | 利益剰余金       | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度<br>期 首 残 高            | 9,135,118  | 12,100,340 | △11,528,389 | 9,707,069  |
| 当 期 変 動 額                     |            |            |             |            |
| 新 株 の 発 行                     | 455        | 455        |             | 911        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失       |            |            | △2,851,092  | △2,851,092 |
| 会社分割による増加                     |            | 43,137     |             | 43,137     |
| 連結子会社の増資によ<br>る 持 分 の 増 減     |            | △15,826    |             | △15,826    |
| 連結子会社株式の売却<br>による持分の増減        |            | 100,759    |             | 100,759    |
| 資本金から剰余金への<br>振 替             | △9,085,118 | 9,085,118  |             | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |            |            |             |            |
| 当<br>変 動 額 合 期<br>計           | △9,084,663 | 9,213,645  | △2,851,092  | △2,722,110 |
| 当連結会計年度<br>末 残 高              | 50,455     | 21,313,985 | △14,379,482 | 6,984,958  |

|                         | その他の<br>包括利益<br>累計額 | 新株予約権   | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計      |
|-------------------------|---------------------|---------|-------------|------------|
|                         | 為替換算<br>調整勘定        |         |             |            |
| 当連結会計年度<br>期首残高         | △8,235              | 405,463 | -           | 10,104,297 |
| 当期変動額                   |                     |         |             |            |
| 新株の発行                   |                     |         |             | 911        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失     |                     |         |             | △2,851,092 |
| 会社分割による増加               |                     |         |             | 43,137     |
| 連結子会社の増資によ<br>る持分の増減    |                     |         |             | △15,826    |
| 連結子会社株式の売却<br>による持分の増減  |                     |         |             | 100,759    |
| 資本金から剰余金への<br>振替        |                     |         |             | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △1,015              | △58,185 | 256,853     | 197,652    |
| 当期<br>変動額合計             | △1,015              | △58,185 | 256,853     | △2,524,458 |
| 当連結会計年度<br>末残高          | △9,250              | 347,277 | 256,853     | 7,579,839  |

(注) 注記事項は別記しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社…… 3 社

イムナス・ファーマ株式会社

Laboratoires OncoTherapy Science France

S. A. R. L.

株式会社Cancer Precision Medicine

上記のうち、株式会社Cancer Precision Medicineについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (i) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料 移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品 最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

###### (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（3～5年）で償却しております。

###### (iii) 長期前払費用 定額法

③ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 971,680千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書注記

#### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類       | 当連結会計<br>年度期首 | 増 加   | 減 少 | 当連結会計<br>年 度 末 |
|-------------|---------------|-------|-----|----------------|
| 普通株式<br>(株) | 147,027,000   | 5,000 | —   | 147,032,000    |

(変動事由の概要) 増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 5,000株

#### (2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権等に関する事項

| 区分            | 新株予約権<br>の内訳<br>(株主総会の<br>決議年月日) | 新株予約権<br>の目的と<br>なる株式<br>の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株)   |                      |                      |                     |
|---------------|----------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
|               |                                  |                              | 当連結会計<br>年度期首<br>株式数 | 当連結<br>会計年度<br>増加株式数 | 当連結<br>会計年度<br>減少株式数 | 当連結<br>会計年度末<br>株式数 |
| 提出会社<br>(親会社) | 平成18年<br>6月27日                   | 普通株式                         | 80,000               | —                    | 80,000               | —                   |
|               | 平成19年<br>6月28日                   | 普通株式                         | 442,500              | —                    | 320,000              | 122,500             |
|               | 平成20年<br>6月27日                   | 普通株式                         | 490,000              | —                    | —                    | 490,000             |
|               | 平成21年<br>6月26日                   | 普通株式                         | 565,000              | —                    | 105,000              | 460,000             |
|               | 平成22年<br>6月25日                   | 普通株式                         | 395,000              | —                    | 30,000               | 365,000             |
|               | 平成23年<br>6月29日                   | 普通株式                         | 455,000              | —                    | 60,000               | 395,000             |
| 合 計           |                                  |                              | 2,427,500            | —                    | 595,000              | 1,832,500           |

(注) 平成25年10月1日付で1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

#### (4) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

###### ⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は複数の特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表<br>計上額（＊） | 時価<br>（＊） | 差額     |
|---------|-------------------|-----------|--------|
| ①現金及び預金 | 6,740,238         | 6,740,238 | －      |
| ②売掛金    | 442               | 442       | －      |
| ③差入保証金  | 90,798            | 89,754    | △1,043 |
| ④未払金    | (279,065)         | (279,065) | －      |
| ⑤未払法人税等 | (5,170)           | (5,170)   | －      |

(＊)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、及び② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

④ 未払金、及び⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      |
|--------|-----------|
| 現金及び預金 | 6,740,238 |
| 売掛金    | 442       |
| 合計     | 6,740,681 |

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 47円44銭

1株当たり当期純損失 19円39銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

### 企業結合等関係

#### 共通支配下の取引等

当社は、平成29年7月11日に開催された取締役会において、がん免疫療法の研究開発、及びこれまで研究用途で実施しているTCR/BCR解析事業の臨床用途に対する事業に加え、本格的なゲノム解析事業、リキッドバイオプシー事業、ネオアンチゲン開発事業を実施する子会社として、株式会社Cancer Precision Medicine（以下「CPM社」という）を設立することを決議いたしました。CPM社に対しては、グローバルなゲノム・トランスクリプトム・エピゲノム等の次世代シーケンス解析サービスを行っているTheragen Etex Co., Ltd.（本社：韓国、CEO：Tae Soon (Samuel) Hwang、以下「TE社」という）が資本参加・業務提携を行ったことから、CPM社は、当社とTE社との合弁会社となります。また、当社の事業部門であり、オンコアンチゲンをはじめとしたがん免疫療法の研究開発、及び最先端の取組みとして次世代シーケンサーを用いてT細胞/B細胞受容体の解析サービスを行っている腫瘍免疫解析部については、会社分割（簡易分割）を行い、CPM社が事業を承継いたしました。

また、会社分割手続完了後に、当社はCPM社の第三者割当増資により株式を追加取得いたしました。その後、TE社はCPM社の事業に関連するソフトウェアライセンス供与を行い、CPM社に対しての営業債権310百万円を取得いたしました。TE社は、この営業債権を対価として、当社から、当社が追加取得した株式310株を譲り受けました。この手続終了後のCPM社の株式保有比率は当社64%、TE社36%となりました。

## 会社分割

### 1. 取引の概要

#### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の腫瘍免疫解析部

事業の内容：オンコアンチゲンをはじめとしたがん免疫療法の研究開発、及び最先端の取組みとして次世代シーケンサーを用いたT細胞/B細胞受容体の解析サービス

#### (2) 企業結合日

平成29年11月 1 日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社Cancer Precision Medicine（当社の連結子会社）を吸収分割承継会社とする吸収分割（簡易分割）

#### (4) 結合後企業の名称

株式会社Cancer Precision Medicine

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社とTheragen Etex Co., Ltd. の経験・ノウハウを融合することにより、より治療効果が高く副作用の少ないがん治療薬・治療法をがん患者さんに届けるという当社の企業使命がより加速されることを目的としています。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年 9 月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 子会社株式の追加取得

### 1. 取引の概要

#### (1) 子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称：株式会社Cancer Precision Medicine

事業の内容：がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発

- (2) 株式取得日  
平成29年11月15日
- (3) 企業結合の法的形式  
連結の範囲の変更を伴わない子会社が実施する  
第三者割当増資の引受
- (4) 結合後企業の名称  
変更ありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項  
当社の連結子会社である株式会社Cancer  
Precision MedicineによるTheragen Etex Co.,  
Ltd. の保有するソフトウェアライセンス取得を  
目的としております。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 3. 取得原価の算定に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金310百万円

## 4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

### (1) 資本剰余金の主な変動要因

当社の追加取得の取得原価と、当社の追加取得に伴う非支配株主持分の減少額との差額によるものであります。

### (2) 子会社株式の追加取得によって減少した資本剰余金の金額

15百万円

## 子会社株式の一部売却

### 1. 取引の概要

#### (1) 子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称：株式会社Cancer Precision Medicine

事業の内容：がん遺伝子の大規模解析検査ならびにがん免疫療法の研究開発

#### (2) 株式譲渡日

平成29年12月15日

#### (3) 企業結合の法的形式

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の非支配株主への一部売却

#### (4) 結合後企業の名称

変更ありません。

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社である株式会社Cancer Precision MedicineによるTheragen Etex Co., Ltd. の保有するソフトウェアライセンス取得を目的としております。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### 3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

#### (1) 資本剰余金の主な変動要因

売却による当社の持分の減少額と売却価格との間に生じた差額によるものであります。

#### (2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

100百万円

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

オンコセラピー・サイエンス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |        |   |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水上 亮比呂 | ㊞ |
|--------------------|-------|--------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 奥津 佳樹 | ㊞ |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                    |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,597,533</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>268,262</b>     |
| 現金及び預金          | 6,022,609        | 未 払 金            | 245,929            |
| 売 掛 金           | 172              | 未 払 費 用          | 8,318              |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,789            | 未払法人税等           | 4,246              |
| 前 渡 金           | 83,423           | 預 り 金            | 8,348              |
| 前 払 費 用         | 29,264           | そ の 他            | 1,419              |
| 未収還付法人税等        | 171              | <b>固 定 負 債</b>   | <b>131,945</b>     |
| そ の 他           | 470,342          | 繰延税金負債           | 5,350              |
| 貸倒引当金           | △11,239          | 資産除去債務           | 92,441             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>897,149</b>   | 長期預り金            | 34,153             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>173,999</b>   | <b>負 債 合 計</b>   | <b>400,207</b>     |
| 建 物             | 150,067          | <b>純資産の部</b>     |                    |
| 機械及び装置          | 3,176            | <b>株 主 資 本</b>   | <b>6,747,198</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 20,755           | <b>資 本 金</b>     | <b>50,455</b>      |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,244</b>     | <b>資本剰余金</b>     | <b>21,185,914</b>  |
| 特 許 権           | 6,549            | 資本準備金            | 12,100,796         |
| ソフトウェア          | 2,622            | その他資本剰余金         | 9,085,118          |
| 電話加入権           | 72               | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>△14,489,171</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>713,905</b>   | その他利益剰余金         | △14,489,171        |
| 関係会社株式          | 622,054          | 圧縮記帳積立金          | 1,862              |
| 関係会社出資金         | 0                | 繰越利益剰余金          | △14,491,034        |
| 長期前払費用          | 1,078            | <b>新株予約権</b>     | <b>347,277</b>     |
| 差入保証金           | 90,772           | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>7,094,476</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>7,494,683</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,494,683</b>   |

(注) 注記事項は別記しております。

# 損 益 計 算 書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 事 業 収 益               |           | 205,567   |
| 事 業 費 用               |           |           |
| 研 究 開 発 費             | 2,655,586 |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 251,618   | 2,907,205 |
| 営 業 損 失               |           | 2,701,637 |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 1,081     |           |
| 業 務 受 託 料             | 6,488     |           |
| 為 替 差 益               | 10,154    |           |
| 還 付 加 算 金             | 28        |           |
| 雑 収 入                 | 10        | 17,763    |
| 経 常 損 失               |           | 2,683,874 |
| 特 別 利 益               |           |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 57,914    | 57,914    |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 853       | 853       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |           | 2,626,813 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,246     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △5,851    | △1,604    |
| 当 期 純 損 失             |           | 2,625,209 |

(注) 注記事項は別記しております。

# 株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

|                                    | 株 主 資 本    |              |                  |                  |               |               |               |            |
|------------------------------------|------------|--------------|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|------------|
|                                    | 資本金        | 資本剰余金        |                  |                  | 利益剰余金         |               |               | 株主資本合計     |
|                                    |            | 資 本<br>準 備 金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金      |               | 利益剰余<br>金 合 計 |            |
|                                    |            |              |                  |                  | 圧縮記帳<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |               |            |
| 当 期 首 残 高                          | 9,135,118  | 12,100,340   | -                | 12,100,340       | 5,344         | △11,869,307   | △11,863,962   | 9,371,496  |
| 当 期 変 動 額                          |            |              |                  |                  |               |               |               |            |
| 新株の発行                              | 455        | 455          |                  | 455              |               |               |               | 911        |
| 当期純損失                              |            |              |                  |                  |               | △2,625,209    | △2,625,209    | △2,625,209 |
| 圧縮記帳積立金<br>の 取 崩 し                 |            |              |                  |                  | △3,481        | 3,481         | -             | -          |
| 資本金から剰<br>余金への振替                   | △9,085,118 |              | 9,085,118        | 9,085,118        |               |               |               | -          |
| 株主資本以外の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 (純額) |            |              |                  |                  |               |               |               |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | △9,084,663 | 455          | 9,085,118        | 9,084,574        | △3,481        | △2,621,727    | △2,625,209    | △2,624,297 |
| 当 期 末 残 高                          | 50,455     | 12,100,796   | 9,085,118        | 21,185,914       | 1,862         | △14,491,034   | △14,489,171   | 6,747,198  |

|                     | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------|---------|------------|
| 当期首残高               | 405,463 | 9,776,959  |
| 当期変動額               |         |            |
| 新株の発行               |         | 911        |
| 当期純損失               |         | △2,625,209 |
| 圧縮記帳積立金の取崩し         |         | -          |
| 資本金から剰余金への振替        |         | -          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △58,185 | △58,185    |
| 当期変動額合計             | △58,185 | △2,682,483 |
| 当期末残高               | 347,277 | 7,094,476  |

(注) 注記事項は別記しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (i) 有価証券

###### (a) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (ii) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### (a) 原材料

移動平均法による原価法

###### (b) 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

- (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法  
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

- (iii) 長期前払費用 定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 673,997千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 376,202千円

長期金銭債務 34,153千円

3. 損益計算書注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引以外の取引（収入分） 6,488千円

(2) 貸倒引当金繰入額

子会社への貸倒懸念債権に対し、当事業年度において853千円の貸倒引当金を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|            |            |
|------------|------------|
| 未払事業所税     | 367千円      |
| 棚卸資産評価損    | 14         |
| 減価償却費      | 1,184      |
| 新株予約権      | 21,927     |
| 資産除去債務     | 24,025     |
| 貸倒引当金      | 2,911      |
| 関係会社出資金評価損 | 59,178     |
| 繰越欠損金      | 3,972,286  |
| その他        | 12,380     |
| 繰延税金資産小計   | 4,094,277  |
| 評価性引当額     | △4,094,277 |
| 繰延税金資産合計   | —          |

(繰延税金負債)

|              |       |
|--------------|-------|
| 除去費用（資産除去債務） | 4,683 |
| 圧縮記帳積立金      | 666   |
| 繰延税金負債合計     | 5,350 |
| 繰延税金負債の純額    | 5,350 |

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、平成29年8月31日に資本金を50,455千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、前事業年度の計算において使用した30.6%から25.9%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は、954千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                                                         | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係                       | 取 引<br>内 容     | 取引金額<br>(千 円) | 科 目             | 期末残高<br>(千 円) |
|-----|----------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 子会社 | 株 式 会 社<br>C a n c e r<br>P r e c i s i o n<br>M e d i c i n e | 所有<br>直接64%               | 資金の援助<br>役員の兼任<br>事務所賃貸<br>業務受託 | 資金の貸付<br>(注) 1 | 350,000       | そ の 他<br>(流動資産) | 350,000       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 45円89銭

1株当たり当期純損失 17円85銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

## 11. その他の注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

オンコセラピー・サイエンス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 水上 亮比呂 | ㊞ |
|--------------------|--------------|---|

|                    |             |   |
|--------------------|-------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 奥津 佳樹 | ㊞ |
|--------------------|-------------|---|

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 中鶴 修一 ㊞

社外監査役 高木美也子 ㊞

社外監査役 田島 照久 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役山本和男氏、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏、小峰雄一氏は任期満了となります。また、当社グループの研究開発等の進展に伴い、研究開発部門の強化を諮るため2名増員して、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有<br>株式数      |
|------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | ヤマモトカズオ<br>山本和男<br>(昭和36年2月28日生) | <p>昭和58年4月 株式会社東京スタイル（現株式会社TSIホールディングス）入社</p> <p>昭和59年4月 三興自動機器株式会社（現三興マテリアルサプライ株式会社）入社</p> <p>平成11年7月 株式会社イクス・パルス（現株式会社イクス）入社取締役就任</p> <p>平成19年7月 当社入社管理本部長就任</p> <p>平成20年6月 当社取締役管理本部長就任（現任）</p> <p>平成21年7月 イムナス・ファーマ株式会社取締役就任（現任）</p> <p>平成26年7月 当社代表取締役社長就任</p> <p>平成26年7月 イムナス・ファーマ株式会社代表取締役社長就任</p> <p>平成26年8月 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant（代表）就任</p> <p>平成29年2月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>平成29年2月 イムナス・ファーマ株式会社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>平成29年2月 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant（代表）就任（現任）</p> <p>平成29年7月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役就任（現任）</p> <p>平成30年3月 同社代表取締役就任（現任）</p> <p>現在に至る</p> | 普通株式<br>2,500株 |

| 候補者<br>番 号 | フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有<br>株式数 |
|------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 2          | パク ゼ ヒョン<br>朴 在 賢<br>(昭和51年2月23日生) | <p>平成20年4月 独立行政法人理化学研究所<br/>(現国立研究開発法人理化学研究所) ゲノム医科学研究センター研究員</p> <p>平成22年11月 コールド・スプリング・ハーバー研究所 キャンサーセンター(米国) 博士研究員</p> <p>平成25年4月 シカゴ大学医学部助教授</p> <p>平成29年7月 当社入社CSO就任</p> <p>平成29年7月 株式会社Cancer Precision Medicine取締役就任(現任)</p> <p>平成29年11月 株式会社Cancer Precision Medicineクリニカルラボ所長就任(現任)</p> <p>現在に至る</p> | —         |
| 3          | チョン ス ヨン<br>鄭 秀 蓮<br>(昭和58年1月25日生) | <p>平成23年4月 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター特任研究員</p> <p>平成24年4月 シカゴ大学医学部特任研究員</p> <p>平成26年3月 国立がん研究センター研究所研究員</p> <p>平成27年4月 当社入社研究開発企画担当(現任)</p> <p>平成28年11月 当社臨床開発部部长代行</p> <p>平成28年11月 当社免染グループグループリーダー代行(現任)</p> <p>平成29年5月 当社執行役員臨床開発部部长就任(現任)</p> <p>現在に至る</p>                                                    | —         |

| 候補者<br>番 号 | フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有<br>株式数       |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4          | カタギリ トヨ マサ<br>片 桐 豊 雅<br>(昭和40年10月21日生) | <p>平成3年4月 大塚製薬株式会社研究員</p> <p>平成5年10月 財団法人癌研究会癌研究所<br/>(現公益財団法人がん研究<br/>会がん研究所) 生化学部研<br/>究生</p> <p>平成7年10月 同研究会がん化学療法セン<br/>ターゲノム解析研究部研究<br/>員</p> <p>平成10年10月 英国ロンドン大学ガイズ・<br/>キングス・セントトーマス<br/>校医学部リサーチフェロー</p> <p>平成13年1月 東京大学医科学研究所ヒト<br/>ゲノム解析センター助手</p> <p>平成16年5月 同研究所ヒトゲノム解析セ<br/>ンター助教授</p> <p>平成19年4月 同研究所ヒトゲノム解析セ<br/>ンター准教授</p> <p>平成20年5月 徳島大学疾患ゲノム研究セ<br/>ンターゲノム制御分野(現<br/>先端酵素学研究所プロテオ<br/>ゲノム研究領域ゲノム制御<br/>学分野) 教授</p> <p>平成22年6月 当社取締役就任(現任)</p> <p>平成26年12月 イムナス・ファーマ株式会<br/>社取締役就任(現任)</p> <p>平成28年4月 徳島大学先端酵素学研究所<br/>プロテオゲノム研究領域ゲ<br/>ノム制御学分野教授・領域<br/>長(現任)</p> <p>平成30年5月 株式会社Cancer<br/>Precision Medicine取締役<br/>就任(現任)<br/>現在に至る</p> | 普通株式<br>25,000株 |

| 候補者<br>番 号 | フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有<br>株式数 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 5          | フジ オカ トモ アキ<br>藤 岡 知 昭<br>(昭和23年11月12日生) | 昭和49年3月 岩手医科大学医学部卒業<br>昭和49年4月 聖路加国際病院泌尿器科研修医<br>昭和51年4月 同院泌尿器科医員<br>昭和55年10月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) 泌尿器科研究員<br>昭和56年11月 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院泌尿器科医長就任<br>昭和58年4月 同院泌尿器科副部長就任<br>昭和59年1月 岩手医科大学医学部泌尿器科学講座助手<br>昭和62年1月 同大学医学部泌尿器科講師<br>平成元年4月 同大学医学部泌尿器科助教授<br>平成8年4月 同大学医学部泌尿器科教授<br>平成17年4月 日本泌尿器科学会理事就任<br>平成18年8月 日本学術会議連携会員<br>平成20年5月 岩手医科大学附属病院副院長就任<br>平成21年10月 同院腫瘍センター長就任<br>平成23年7月 同院高度看護研修センター長就任<br>平成26年4月 岩手医科大学名誉教授 (現任)<br>平成26年9月 当社取締役就任 (現任)<br>現在に至る | —         |
| 6          | コ ミネ ユウ イチ<br>小 峰 雄 一<br>(昭和46年10月21日生)  | 平成7年10月 中央監査法人入所<br>平成10年4月 公認会計士登録<br>平成12年7月 小峰雄一公認会計士事務所開業<br>平成12年10月 税理士登録<br>平成12年10月 小峰雄一税理士事務所開業<br>平成20年1月 税理士法人小峰会計事務所 (現税理士法人総合税務会計) 設立<br>平成20年6月 当社監査役就任<br>平成22年6月 株式会社イクヨ監査役就任 (現任)<br>平成23年7月 税理士法人総合税務会計社員<br>平成24年6月 株式会社サン・ライフ監査役就任 (現任)<br>平成24年6月 株式会社医学生物学研究所監査役就任 (現任)<br>平成26年9月 当社取締役就任 (現任)<br>平成28年3月 税理士法人総合税務会計代表社員 (現任)<br>平成29年2月 イムナス・ファーマ株式会社取締役就任<br>現在に至る                                                                                | —         |

- (注) 1. 取締役候補者片桐豊雅氏は国立大学法人徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域ゲノム制御学分野教授・領域長であり当社は同大学と抗癌剤開発のための新たな癌関連遺伝子（産物）の単離の共同研究を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者片桐豊雅氏、藤岡知昭氏、小峰雄一氏は会社法に定める社外取締役候補者であります。本総会終結の時をもって、片桐豊雅氏の当社社外取締役就任期間は8年、藤岡知昭氏ならびに小峰雄一氏の当社社外取締役就任期間は3年9か月となります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 片桐豊雅氏は、既に8年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいたしております。また、略歴に記載しておりますとおり、当社の関連する研究分野に深い見識をお持ちであり、当社の論理に捉われず、研究者としての専門的見地から今後も引き続きご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- なお、当社は国立大学法人徳島大学と共同研究を行っております。
- ② 藤岡知昭氏は、既に3年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。医師ならびに大学教授としての経験を有し、現在は岩手医科大学の名誉教授であり、当社の論理に捉われず、専門的見地からご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断いたしました。当社の関連する研究開発分野に深い見識をお持ちのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- ③ 小峰雄一氏は、既に3年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、過去に6年3か月間当社の社外監査役を務めております。当社業務に精通しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等をいかしてご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、片桐豊雅、藤岡知昭、小峰雄一各氏と当社との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、いずれの社外取締役候補者が再任された場合も、当該責任限定契約を継続する予定であります。契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

## 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）につきまして、2015年6月開催の定時株主総会にてご承認をいただいておりますが、その効力が2018年6月開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますので、その継続導入の御承認をお願いするものであります。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しています。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にするものであるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する

専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

## Ⅱ．基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値向上への取組み

当社の研究開発は、2001年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

### 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業理念として、諸関連法規の遵守、及び迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保がコーポレート・ガバナンスの重要な柱であるとの認識に基づき、企業経営を推進しています。

当社は、2014年9月24日開催の臨時株主総会において、当社グループの経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る目的で、社外

取締役を2名増員し、社外取締役は合計3名となっております。なお、当社定款の定めにおいて、取締役の員数は7名以下と定めております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、取締役会は毎月1回以上開催し、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、会社の経営に関する重要事項を決定しております。また、監査役は常に取締役会に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

### III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として上記Ⅰ．に記載の基本方針に沿って導入されるものです。

基本方針に定めた通り、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために、買付者等及び当社からの双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

なお、2018年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙2「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。また、公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式を売買できることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の多くは個人株主であり、個人の事情に基づき今後当社の株式を譲渡・処分し、流動性が大きく増す可能性も否定できません。その場合においては当社グループの企業価値・株主共同の利益を恣意的に毀

損するような大規模買付行為が発生するおそれが増大すると考えられます。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン継続導入時点での独立委員会の各委員は決定しておりません。各委員が決定次第、株主の皆様に対して開示致しますので、当該開示をご確認下さい。

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付け等

- (a) 当社が発行者である株式(\*1)について、保有者(\*2)の株式保有割合(\*3)が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式(\*4)について、公開買付け(\*5)に係る株式の株式所有割合(\*6)及びその特別関係者(\*7)の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 意向表明書の提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者

等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(a) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(b) 買付者等が現に保有する当社の株式の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

(c) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(\*8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(\*9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(a) (ホ)の国内連絡先に発送致しますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストに含まれるものとします。

- (a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者(\*10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (b) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (c) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (d) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (f) 買付者が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契

約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- (g) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- (h) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (i) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (j) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示致します。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示致します。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定致します。

但し、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示致します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示致します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)または(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

#### (a)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(b) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することは致しません。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ．～へ．に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

イ． 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合

ロ． 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ハ． 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ニ． 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合

ホ. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

ヘ. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

#### ⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切

と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。

但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3)本プランの有効期間、廃止、変更及び修正

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該

決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- \*1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- \*2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- \*3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- \*4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(b)において同じとします。
- \*5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- \*6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- \*7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- \*8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- \*9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- \*10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。また、上記2. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

##### ① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査

役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## ②合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## ③デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

# 4. 株主及び投資家の皆様への影響

## (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途

定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員  
その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する  
意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業  
務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、  
フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタ  
ントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙2

当社の大株主の株式保有状況

(平成30年3月31日)

1. 発行可能株式総数 385,000,000株
2. 発行済株式の総数 147,032,000株
3. 株主数 36,225名
4. 大株主

| 株 主 名                                            | 持 株 数       | 持株比率  |
|--------------------------------------------------|-------------|-------|
| 中 村 祐 輔                                          | 12,511,000株 | 8.51% |
| 特 定 有 価 証 券 信 託 受 託 者<br>株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 | 7,300,000株  | 4.96% |
| 中 鶴 修 一                                          | 5,850,000株  | 3.98% |
| 古 川 洋 一                                          | 5,250,000株  | 3.57% |
| 荒 川 博 文                                          | 2,500,000株  | 1.70% |
| 田 中 徹                                            | 1,000,000株  | 0.68% |
| マネックス証券株式会社                                      | 852,547株    | 0.58% |
| 大和証券株式会社                                         | 847,800株    | 0.58% |
| 松井証券株式会社                                         | 730,300株    | 0.50% |
| みずほ証券株式会社                                        | 698,400株    | 0.47% |

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者(\*11)、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者(\*12)、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)

までに該当する者の関連者(\*13)（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

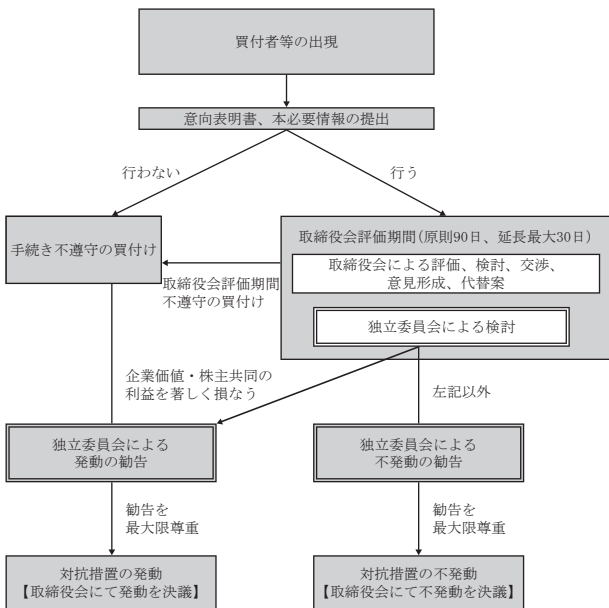
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

- \*11 当社が発行者である株式の保有者で、当該株式に係る株式保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- \*12 公開買付けによって当社が発行者である株式（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式の株式所有割合がその者の特別関係者の株式所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- \*13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

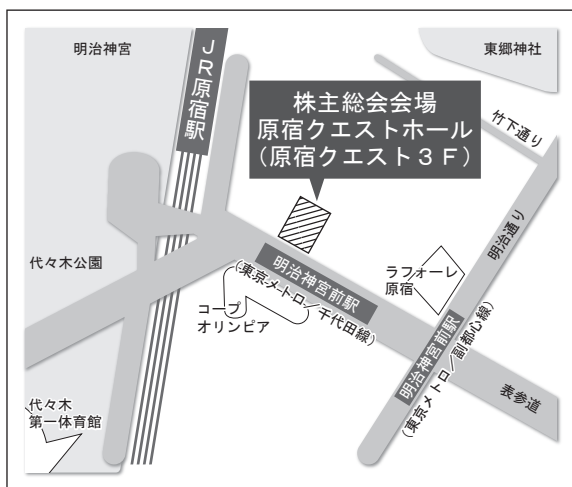
本プランの手続きに関する流れ



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照ください。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### 会 場

東京都渋谷区神宮前 1-13-14

原宿クエストホール (原宿クエスト3F)

### 交 通

JR原宿駅 表参道口 徒歩3分

東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅  
3番出口 徒歩1分

### お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。